

## 地方税制における税源偏在の是正策の方向性について 目次

## 第 1 背景

1. 地方分権型社会の確立とこれを支える安定的な地方税財源の充実確保の必要性
2. 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の見直しの必要性

## 第 2 基本的考え方

1. 地方法人特別税制度の廃止について
2. 地方法人課税の見直し
3. 多様な選択肢の検討

## 第 3 改革の方向性

1. 早期に実施すべき改革

## (1) 税源交換

税源交換：試案 1

税源交換：試案 2

税源交換：試案 3

2. 引き続き検討すべき改革

## (1) 地方共同税

(基本的考え方)

(憲法との関係)

(ドイツの共同税との比較)

地方共同税：試案 1

地方共同税：試案 2

## (2) 税源交換と地方共同税の併用

税源交換と地方共同税の併用：試案

## (3) 地方共有税

地方共有税：試案

## (4) 地方共同機構

地方共同機構：試案

## 第 4 改革にあたっての留意点

1. 地方の意見の反映
2. 地方交付税の役割

## 第 5 その他の検討課題

(地方法人課税の外形課税化)

(地方法人課税の分割基準の見直し)

# 地方税制における税源偏在の是正策の方向性について

24 7

24 9

8

25 4

## 第1 背景

### 1. 地方分権型社会の確立とこれを支える安定的な地方税財源の充実確保の必要性

8

1.54

1.54

1.2

0.34

地方消費税引上げに伴う都道府県の歳入・歳出の変動についての試算

不交付団体		交付団体	
歳入(A)	<p>地方消費税増加額(1.2%分)</p> <p><b>2,100億円</b></p> <p>※地方消費税引上げ時点(平成26年度)で臨時財政対策債は発行していない。</p>	歳入(A')	<p>地方消費税増加額(1.2%分)</p> <p>1兆3,100億円 ①</p> <hr/> <p>臨時財政対策債の減少</p> <p>△5,300億円 ②</p> <hr/> <p>① + ② = <b>7,800億円</b></p>
歳出(B)	<p>社会保障関係費の増加額</p> <p><b>900億円</b></p>	歳出(B')	<p>社会保障関係費の増加額</p> <p><b>7,800億円</b></p>
<b>(A) - (B) = 1,200億円</b>		<b>(A') - (B') = 0</b>	

※上記②の減少に加え、地方交付税原資の増加に応じて臨時財政対策債が減少

注1: 交付団体における地方消費税増加額と社会保障関係費の増加額の差分は、従来ルールでは臨時財政対策特例加算と臨時財政対策債で折半しているが、表上は簡略化のため、全て臨時財政対策債が減少するものとして表示した。

注2: 社会保障関係費の増加額は、社会保障4経費における地方の負担割合等(平成23年12月「国と地方の協議の場」提出資料(総務省、厚生労働省)等)に基づき、都道府県の歳出増加総額を消費税率に換算して0.34%程度になると推計した上で、人口により交付・不交付団体に比例あん分した。

## 2. 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の見直しの必要性

20

平成23年度地方法人特別譲与税による影響額実績

※地方法人特別税は、平成23年2月から平成24年1月までに国に払い込まれた額。

※地方法人特別譲与税は、平成23年度5月、8月、11月、2月期の譲与額の合計。(東京都は加算額46億円を含む。)

(単位：億円)

都道府県	地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B	増減 B - A = C
北海道	431	643	212
青森県	90	158	68
岩手県	88	155	67
宮城県	234	279	44
秋田県	67	127	60
山形県	82	139	57
福島県	201	239	38
茨城県	338	346	8
栃木県	225	240	15
群馬県	219	242	23
埼玉県	574	770	196
千葉県	541	651	110
東京都	3,502	1,991	▲ 1,510
神奈川県	905	991	86
新潟県	261	287	26
富山県	132	137	5
石川県	143	145	3
福井県	131	100	▲ 31
山梨県	137	103	▲ 34
長野県	197	260	63
岐阜県	224	247	23
静岡県	492	463	▲ 29
愛知県	1,055	933	▲ 121
三重県	223	221	▲ 2

都道府県	地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B	増減 B - A = C
滋賀県	204	166	▲ 38
京都府	310	314	4
大阪府	1,296	1,130	▲ 166
兵庫県	557	635	78
奈良県	75	145	71
和歌山県	82	114	32
鳥取県	46	69	23
島根県	65	86	20
岡山県	209	228	18
広島県	344	348	5
山口県	158	170	13
徳島県	105	91	▲ 14
香川県	125	121	▲ 5
愛媛県	158	167	9
高知県	46	87	40
福岡県	425	600	175
佐賀県	86	100	14
長崎県	109	163	54
熊本県	136	206	70
大分県	100	140	40
宮崎県	88	130	42
鹿児島県	113	196	83
沖縄県	99	155	56
合計	15,427	15,427	0

※地方法人特別譲与税額は、各都道府県の人口(8月譲与分まではH17国勢調査、11月譲与分からはH22国勢調査)及び  
従業者数(5月譲与分はH18事業所企業統計調査、8月譲与分からはH21経済センサス基礎調査)で按分。

※四捨五入により計が一致しないところがある。

## 消費税10%導入による都道府県税収入の変動

	H23年度 都道府県税+地方人特別譲与税				地方消費税 1.0%→2.2%				地方人特別税及び譲与税が廃止された場合の偏在率			
	合計	内、地方消費税	一人あたり 税収額	偏在率	合計	内、地方消費税	一人あたり 税収額	偏在率	特別税制度増 減概数額	特別税廃止時の 税収想定	一人あたり 税収額	偏在率
	A	B	C	C/平均額 D	E = A - B + F	F = B × 2.2	G	G/平均額 H	I	J = E - I	K	K/平均額 L
	百万円	百万円	円		百万円	百万円	円		百万円		円	
1 北海道	593,175	113,426	108,358	0.91	729,286	249,538	133,222	0.93	21,200	708,086	129,349	0.90
2 青森県	131,873	26,736	95,350	0.80	163,956	58,820	118,548	0.83	6,800	157,156	113,631	0.79
3 岩手県	127,110	25,116	96,456	0.81	157,249	55,255	119,327	0.83	6,700	150,549	114,243	0.80
4 宮城県	248,662	45,156	107,987	0.91	302,850	99,344	131,519	0.92	4,400	298,450	129,608	0.90
5 秋田県	100,275	20,811	92,333	0.77	125,249	45,785	115,329	0.80	6,000	119,249	109,804	0.77
6 山形県	112,052	21,672	96,580	0.81	138,059	47,678	118,995	0.83	5,700	132,359	114,082	0.80
7 福島県	211,299	37,481	106,081	0.89	256,276	82,458	128,661	0.90	3,800	252,476	126,753	0.88
8 茨城県	353,159	55,649	119,310	1.00	419,938	122,428	141,870	0.99	800	419,138	141,600	0.99
9 栃木県	243,240	39,668	122,307	1.03	290,841	87,269	146,243	1.02	1,500	289,341	145,488	1.01
10 群馬県	233,091	38,952	117,075	0.98	279,833	85,694	140,553	0.98	2,300	277,533	139,398	0.97
11 埼玉県	766,790	118,421	107,251	0.90	908,896	260,527	127,127	0.89	19,600	889,296	124,386	0.87
12 千葉県	688,686	110,423	112,025	0.94	821,194	242,930	133,579	0.93	11,000	810,194	131,790	0.92
13 東京都	2,335,633	353,960	183,919	1.54	2,760,386	778,712	217,366	1.52	▲151,000	2,911,386	229,256	1.60
14 神奈川県	1,078,513	164,108	120,945	1.01	1,275,443	361,038	143,029	1.00	8,600	1,266,843	142,065	0.99
15 新潟県	258,521	46,679	109,328	0.92	314,535	102,693	133,017	0.93	2,600	311,935	131,917	0.92
16 富山県	130,832	20,755	120,300	1.01	155,738	45,661	143,202	1.00	500	155,238	142,742	1.00
17 石川県	136,867	23,494	118,322	0.99	165,060	51,687	142,695	1.00	300	164,760	142,436	0.99
18 福井県	99,503	15,944	123,886	1.04	118,635	35,076	147,707	1.03	▲3,100	121,735	151,566	1.06
19 山梨県	102,703	17,127	120,015	1.01	123,255	37,679	144,032	1.00	▲3,400	126,655	148,005	1.03
20 長野県	236,815	44,226	110,354	0.93	289,886	97,296	135,084	0.94	6,300	283,586	132,149	0.92
21 岐阜県	233,877	39,336	113,042	0.95	281,081	86,540	135,857	0.95	2,300	278,781	134,746	0.94
22 静岡県	467,129	77,430	124,549	1.04	560,046	170,347	149,323	1.04	▲2,900	562,946	150,096	1.05
23 愛知県	984,490	157,099	135,545	1.14	1,173,009	345,618	161,501	1.13	▲12,100	1,185,109	163,167	1.14
24 三重県	226,789	36,000	123,348	1.03	269,989	79,200	146,844	1.02	▲200	270,189	146,953	1.02
25 滋賀県	163,987	23,507	117,598	0.99	192,195	51,716	137,827	0.96	▲3,800	195,995	140,552	0.98
26 京都府	289,615	53,649	113,899	0.96	353,994	118,028	139,218	0.97	400	353,594	139,060	0.97
27 大阪府	1,054,098	188,297	121,441	1.02	1,280,054	414,254	147,473	1.03	▲16,600	1,296,654	149,385	1.04
28 兵庫県	617,286	103,028	110,775	0.93	740,920	226,662	132,962	0.93	7,800	733,120	131,562	0.92
29 奈良県	130,579	21,396	93,188	0.78	156,255	47,072	111,512	0.78	7,100	149,155	106,445	0.74
30 和歌山県	95,669	17,084	93,915	0.79	116,170	37,585	114,041	0.80	3,200	112,970	110,899	0.77
31 鳥取県	56,996	11,351	96,814	0.81	70,616	24,971	119,950	0.84	2,300	68,316	116,043	0.81
32 島根県	70,407	13,205	98,740	0.83	86,254	29,052	120,964	0.84	2,000	84,254	118,159	0.82
33 岡山県	211,892	36,356	109,698	0.92	255,518	79,982	132,284	0.92	1,800	253,718	131,352	0.92
34 広島県	326,071	57,268	114,544	0.96	394,792	125,989	138,685	0.97	500	394,292	138,509	0.97
35 山口県	156,659	26,982	108,379	0.91	189,038	59,361	130,779	0.91	1,300	187,738	129,880	0.91
36 徳島県	82,005	13,851	104,248	0.87	98,627	30,473	125,378	0.87	▲1,400	100,027	127,158	0.89
37 香川県	116,235	20,301	115,486	0.97	140,597	44,663	139,691	0.97	▲500	141,097	140,187	0.98
38 愛媛県	143,231	26,219	99,377	0.83	174,694	57,681	121,207	0.85	900	173,794	120,582	0.84
39 高知県	69,803	14,240	91,885	0.77	86,891	31,328	114,379	0.80	4,000	82,891	109,113	0.76
40 福岡県	545,624	100,840	108,056	0.91	666,633	221,849	132,021	0.92	17,500	649,133	128,555	0.90
41 佐賀県	85,868	15,432	100,624	0.84	104,387	33,951	122,324	0.85	1,400	102,987	120,684	0.84
42 長崎県	125,244	26,061	87,492	0.73	156,517	57,335	109,339	0.76	5,400	151,117	105,567	0.74
43 熊本県	171,453	34,687	94,084	0.79	213,078	76,312	116,926	0.82	7,000	206,078	113,085	0.79
44 大分県	117,538	23,529	98,210	0.82	145,773	51,763	121,802	0.85	4,000	141,773	118,459	0.83
45 宮崎県	105,727	21,179	92,440	0.78	131,141	46,593	114,660	0.80	4,200	126,941	110,988	0.77
46 鹿児島県	150,988	30,429	88,500	0.74	187,503	66,944	109,903	0.77	8,300	179,203	105,038	0.73
47 沖縄県	112,771	21,770	79,252	0.66	138,895	47,895	97,612	0.68	5,600	133,295	93,676	0.65
表計	15,100,831	2,550,334	119,224		18,161,232	5,610,735	143,386			18,161,232	143,386	

※人口は住民基本台帳人口(H24.3.31現在)による。

※都道府県税額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いた額である。

	①	②	
最大	183,919 円/人	最大 217,366 円/人	最大 229,256 円/人
最小	79,252 円/人	最小 97,612 円/人	最小 93,676 円/人
最大/最小	2.32 倍	最大/最小 2.23 倍	最大/最小 2.45 倍

## 第2 基本的考え方

### 1. 地方法人特別税制度の廃止について

16

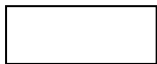
20

### 2. 地方法人課税の見直し

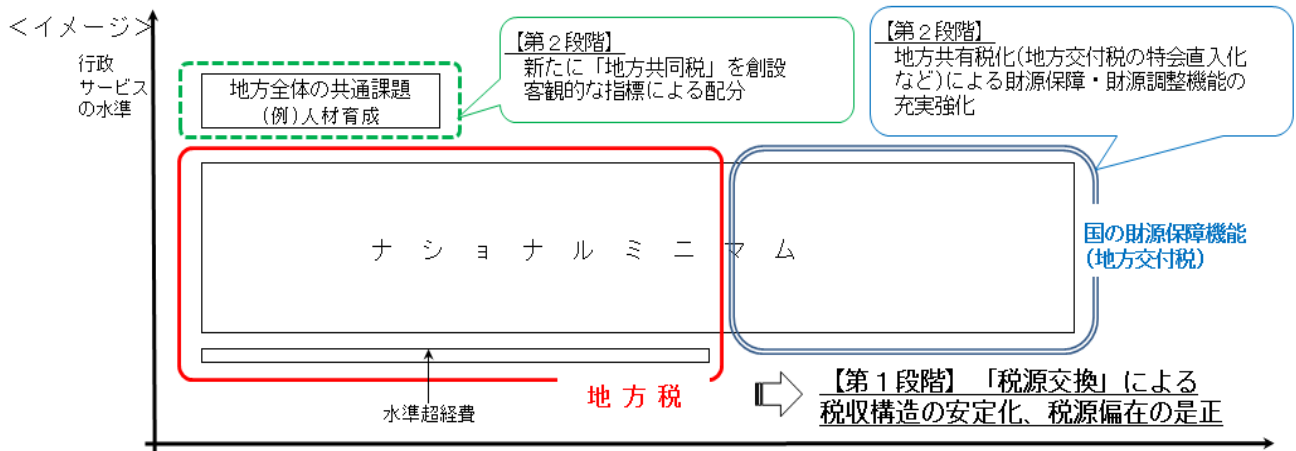
20

### 3. 多様な選択肢の検討





## 地方税制における税源偏在の是正方策の方向性について



### 第3 改革の方向性

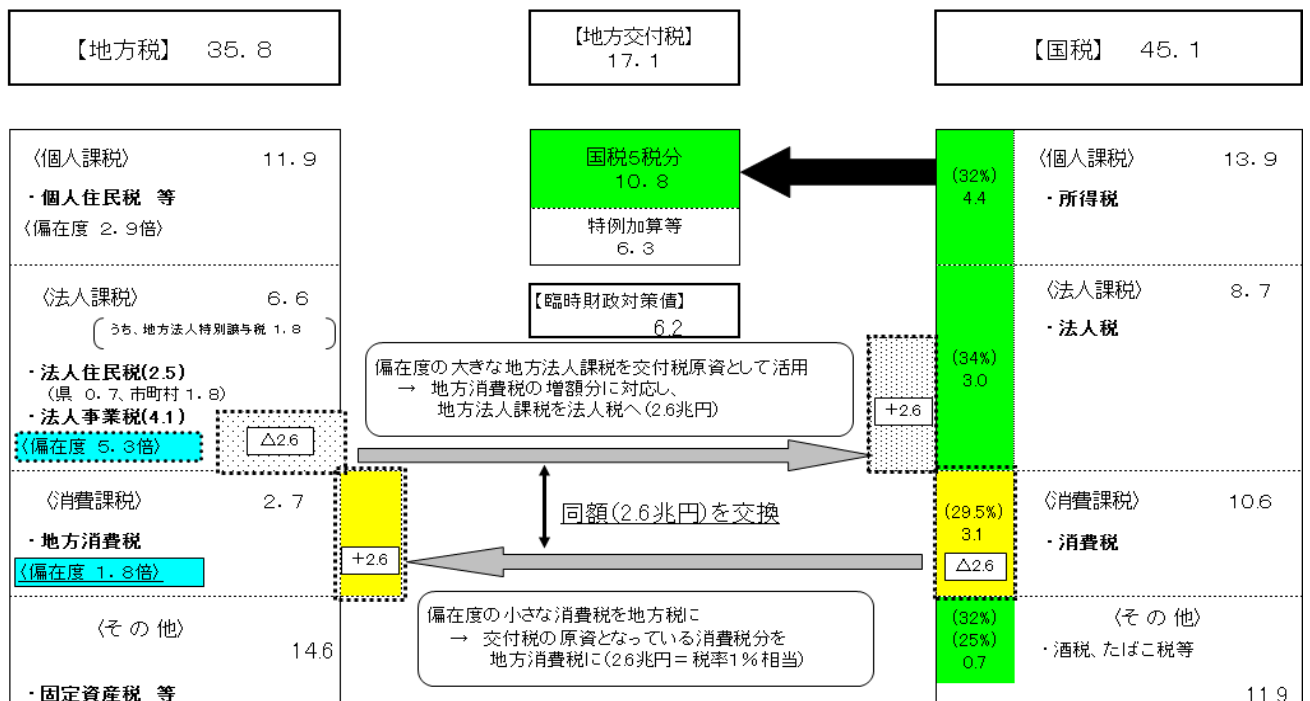
19 11

# 1. 早期に実施すべき改革

## (1) 税源交換

### 国税と地方税の税源交換のイメージ (H25予算・地財ベース)

(単位:兆円)



注:国はH25当初予算、地方はH25地方財政計画(ただし、地方税の偏在度はH23決算数値)による。超過課税及び法定外税を含まない。  
 国税は地方法人特別税を除いた額、地方税は地方法人特別譲与税を加えた額である。  
 地方税の偏在度:各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割ったもの。

(H23

6.7 5.1 )

























## (2) 税源交換と地方共同税の併用

### 税源交換と地方共同税の併用：試案

地方法人特別税を法人事業税に還元した上で、法人住民税法人税割を一部国税化して地方交付税の原資とし、消費税（交付税原資分）の一部を地方消費税化するとともに、今回引き上げられる地方消費税及び税源交換で得られた地方消費税を地方共同税化する。

#### 【併用案】特別税の還元と税源交換(法人税割⇒地方消費税)及び地方共同税化(地方消費税⇒人口)

地方法人特別税の還元による各県影響額に、税源交換による道府県民税法人税割(超過課税除く)の減収及び地方共同税化(地方消費税⇒人口、還元と同規模)による各県影響額を加算(H23決算)

都道府県	還元による		法人税割の減			地消分の減			共同税の配分		合計								
	増減 A	B	シェア	C	シェア	D	シェア	A+B+C+D	B+C+D	増減 A	B	シェア	C	シェア	D	シェア	A+B+C+D	B+C+D	
	億円	億円	%	億円	%	億円	%	億円	億円	億円	億円	%	億円	%	億円	%	億円	億円	
北海道	▲212	▲134	2.41	▲440	4.45	663	4.30	▲123	90	38	▲66	1.19	▲91	0.92	170	1.10	51	13	
青森県	▲68	▲25	0.45	▲104	1.05	165	1.07	▲31	37	▲4	▲104	1.88	▲208	2.10	318	2.06	2	5	
岩手県	▲67	▲27	0.49	▲97	0.98	160	1.04	▲31	35	166	▲500	9.05	▲731	7.38	1,068	6.92	3	▲163	
宮城県	▲44	▲77	1.39	▲175	1.77	283	1.83	▲13	31	▲78	▲191	3.45	▲400	4.04	673	4.36	5	83	
秋田県	▲60	▲20	0.36	▲81	0.82	131	0.85	▲29	30	▲71	▲25	0.46	▲83	0.84	169	1.09	▲10	60	
山形県	▲57	▲26	0.46	▲84	0.85	141	0.91	▲26	31	▲32	▲29	0.53	▲66	0.67	121	0.78	▲6	25	
福島県	▲38	▲47	0.86	▲145	1.47	244	1.58	14	52	▲23	▲13	0.23	▲44	0.45	71	0.46	▲9	14	
茨城県	▲8	▲109	1.97	▲216	2.18	358	2.32	25	33	▲20	▲15	0.28	▲51	0.52	86	0.56	▲1	20	
栃木県	▲15	▲68	1.23	▲154	1.56	242	1.57	4	20	▲18	▲68	1.24	▲141	1.43	234	1.52	6	25	
群馬県	▲23	▲72	1.29	▲151	1.53	242	1.57	▲4	19	▲5	▲109	1.98	▲222	2.25	345	2.23	8	13	
埼玉県	▲196	▲209	3.77	▲460	4.64	867	5.62	2	199	▲13	▲47	0.85	▲105	1.06	175	1.13	11	23	
千葉県	▲110	▲175	3.17	▲428	4.33	749	4.85	35	145	14	▲27	0.49	▲54	0.54	95	0.61	28	14	
東京都	1,510	▲1,533	27.71	▲1,373	13.88	1,585	10.28	190	▲1,321	5	▲45	0.82	▲79	0.80	120	0.78	1	▲4	
神奈川県	▲86	▲335	6.06	▲637	6.43	1,090	7.07	32	118	▲9	▲52	0.94	▲102	1.03	172	1.12	10	19	
新潟県	▲26	▲68	1.23	▲181	1.83	286	1.85	11	37	▲40	▲17	0.30	▲55	0.56	92	0.60	▲20	20	
富山県	▲5	▲45	0.82	▲81	0.81	132	0.85	1	6	▲175	▲181	3.26	▲391	3.95	611	3.96	▲136	39	
石川県	▲3	▲44	0.79	▲91	0.92	141	0.91	4	6	▲14	▲24	0.44	▲60	0.61	102	0.66	4	18	
福井県	31	▲36	0.65	▲62	0.63	97	0.63	30	▲1	▲54	▲35	0.64	▲101	1.02	172	1.11	▲19	35	
山梨県	34	▲42	0.77	▲66	0.67	104	0.67	29	▲5	▲70	▲46	0.83	▲135	1.36	219	1.42	▲32	39	
長野県	▲63	▲60	1.09	▲172	1.73	259	1.68	▲36	27	▲40	▲31	0.56	▲91	0.92	144	0.93	▲18	22	
岐阜県	▲23	▲73	1.31	▲153	1.54	251	1.62	2	25	▲42	▲24	0.44	▲82	0.83	137	0.89	▲12	30	
静岡県	29	▲150	2.71	▲300	3.04	454	2.94	32	3	▲83	▲38	0.68	▲118	1.19	206	1.33	▲33	50	
愛知県	121	▲370	6.68	▲610	6.16	893	5.79	35	▲86	▲56	▲31	0.57	▲84	0.85	168	1.09	▲4	52	
三重県	2	▲68	1.22	▲140	1.41	223	1.45	18	16	合計	0	▲5,531	100.00	▲9,896		15,427	100.00	0	0

※ 地方共同税化の総額を地方法人特別税の還元と同規模(15,427億円)と仮定している。

※ 地方共同税化に用いた指標は人口(H22国勢調査人口)である。

### (3) 地方共有税

18 11

#### 地方共有税：試案（地方交付税の地方共有税化（H18 地方六団体案をベース））

- (1) 名称を以下のとおり変更する。
  - ① 国民から国の特別会計に入るまで「地方共有税」
  - ② 国の特別会計を出て地方団体に入るまで「地方共有税調整金」
- (2) 国の一般会計を通さずに、「地方共有税及び譲与税特別会計」に直接繰り入れる。
- (3) 現在の財源不足を解消するため、地方共有税（地方交付税）の法定率の引上げを行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。
- (4) 3年から5年に一度、地方共有税（地方交付税）の法定率の変更を行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。
- (5) その他の年度は、財源不足があれば地方債または「地方共有税及び譲与税特別会計」内に新たに設置する基金により調整する。
- (6) 特例加算や特別会計による借入れは行わない。
- (7) 国の政策減税の実施に伴い地方の財源不足が生じる場合には、地方共有税（地方交付税）の法定率を引き上げる。

#### 【地方共有税：試案の考え方】



**【地方共有税：試案の課題】**

#### (4) 地方共同機構

##### 地方共同機構：試案

- ・ 全都道府県が共同して機構を創設し、調整を行う仕組みを構築する。
- ・ 機構は、法律により全都道府県に加入を義務付ける特別法人とし、例えば、偏在性の大きい地方税目について、一人当たり税収額が全国平均を上回る都道府県は、上回る額を機構に拠出し、下回る都道府県に対しては、下回る額に応じて交付金を交付する。

##### 【地方共同機構：試案の課題】

## 第4 改革にあたっての留意点

### 1. 地方の意見の反映

84

#### 地方団体の地方税財源への関与について

区分	課税主体	賦課徴収	課税客体	税率	課税免除・減免等	帰属基準(配分方法)
地方税 (法人事業税の例)	地方団体	地方団体 (地方税法2条)	法律 【法律の規定に反しない限り 条例による定めも可能】	条例 【標準税率、 制限税率】	条例	(課税団体に帰属)
地方消費税	地方団体	地方団体 (当分の間、国) (地方税法附則9条の4)	法律	条例 (一定税率)		法律 (消費に相当する額に基づき清算)
地方法人特別税	国 (暫定措置法6条)	地方団体 (暫定措置法10条)	法律	法律		法律 (人口1/2、従業者数1/2)
地方譲与税	国	国	法律	法律		法律

#### 参考

ドイツの共同税 (売上税)	連邦・州	州	連邦法(※)	連邦法(※)		連邦法(※) (住民一人あたり税収を均てん化)
------------------	------	---	--------	--------	--	----------------------------

(※)連邦参議院の同意が必要

## 2. 地方交付税の役割

50

1,000

第5 その他の検討課題  
(地方法人課税の外形課税化)

(地方法人課税の分割基準の見直し)

17

1

1.5

法人事業税の分割基準(改正の経緯)

	S26年度 (1951年度)	S29年度 (1954年度)	S37年度 (1962年度)	S42年度 (1967年度)	S45年度 (1970年度)	S47年度 (1972年度)	S57年度 (1982年度)	H元年度 (1989年度)	H17年度 (2005年度)
非製造業	従業者 の数	1/2を事務 所の数 他の1/2を 従業者の数	資本金1億 円以上の法 人の本社管 理部門の従 業者数につ いては1/2	各月の延 従業者の 数を期末 現在の 従業者の 数とした	資本金が >1億円以 上の法人 の本社管 理部門の 従業者数 については1/2			証券業が追 加された	1/2を事務 所の数 1/2を従業 者の数
銀行業 保険業 証券業									※本社管理 部門の従 業者数1/2 措置は廃止
製造業								資本金1億 円以上の法 人の工場の 従業者数に ついては1.5 倍	本社管理部 門の従業者 数1/2措置 は廃止
鉄道業 軌道業	1/2を 固定資産 の価額 他の1/2 を従業者 の数	軌道の延長 キロメート ル数							
ガス供給業 倉庫業		固定資産 の価額							
電気供給業						1/2を発電所 の固定資産 の価額 他の1/2を固 定資産の価 額	3/4を発電 所の固定資 産の価額 他の1/4を 固定資産の 価額		